

# 非営利法人研究学会 「公益法人制度改革を総括する— 移行期間終了を目前に控えて—」

出口正之

国立民族学博物館・教授  
前内閣府公益認定等委員会委員

[deguchi@idc.minpaku.ac.jp](mailto:deguchi@idc.minpaku.ac.jp)

(図表はすべて出口が作成したものです。引用する場合には出口  
までご一報ください)

# 図1非営利及び公益法人改革の二つの潮流

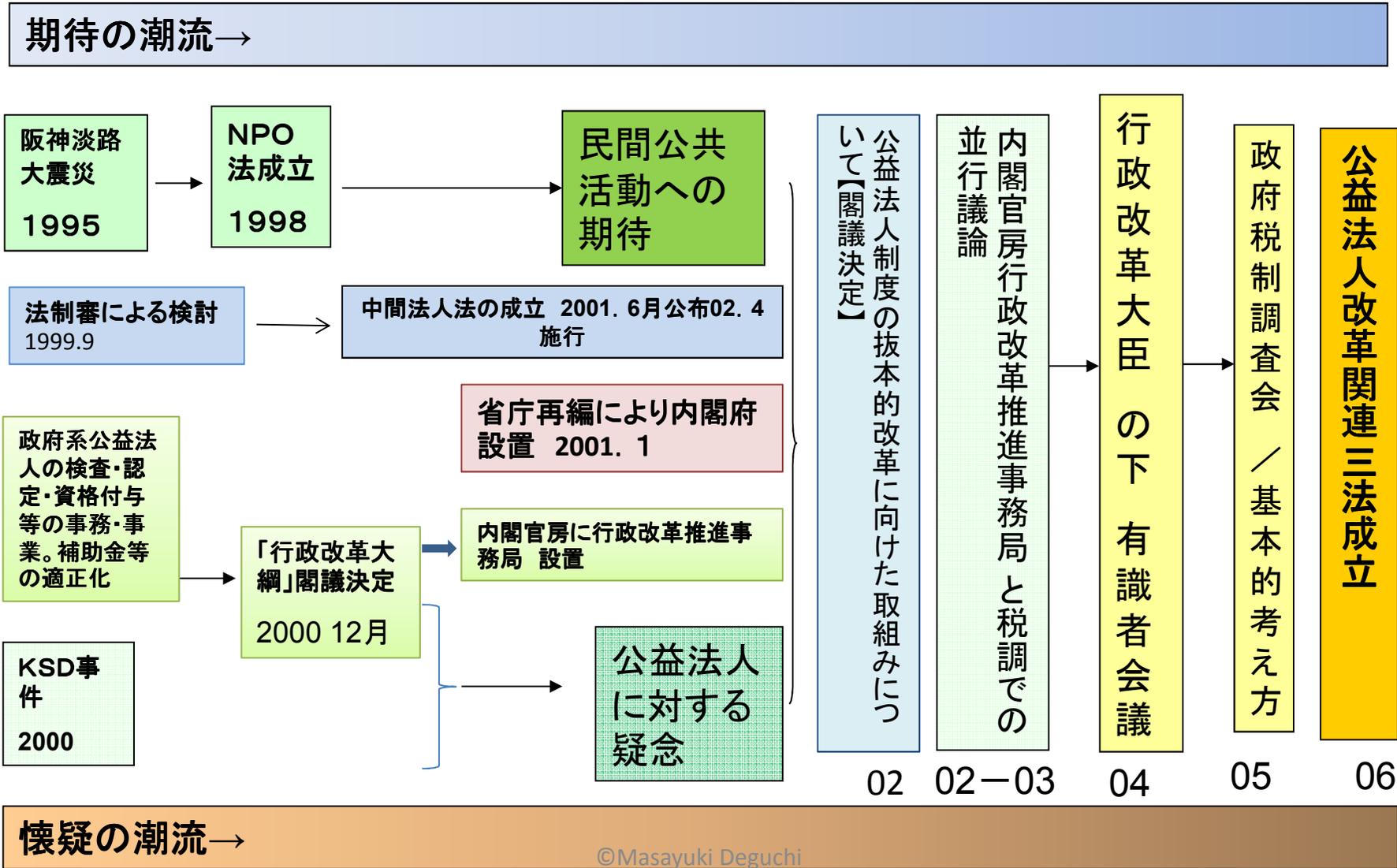
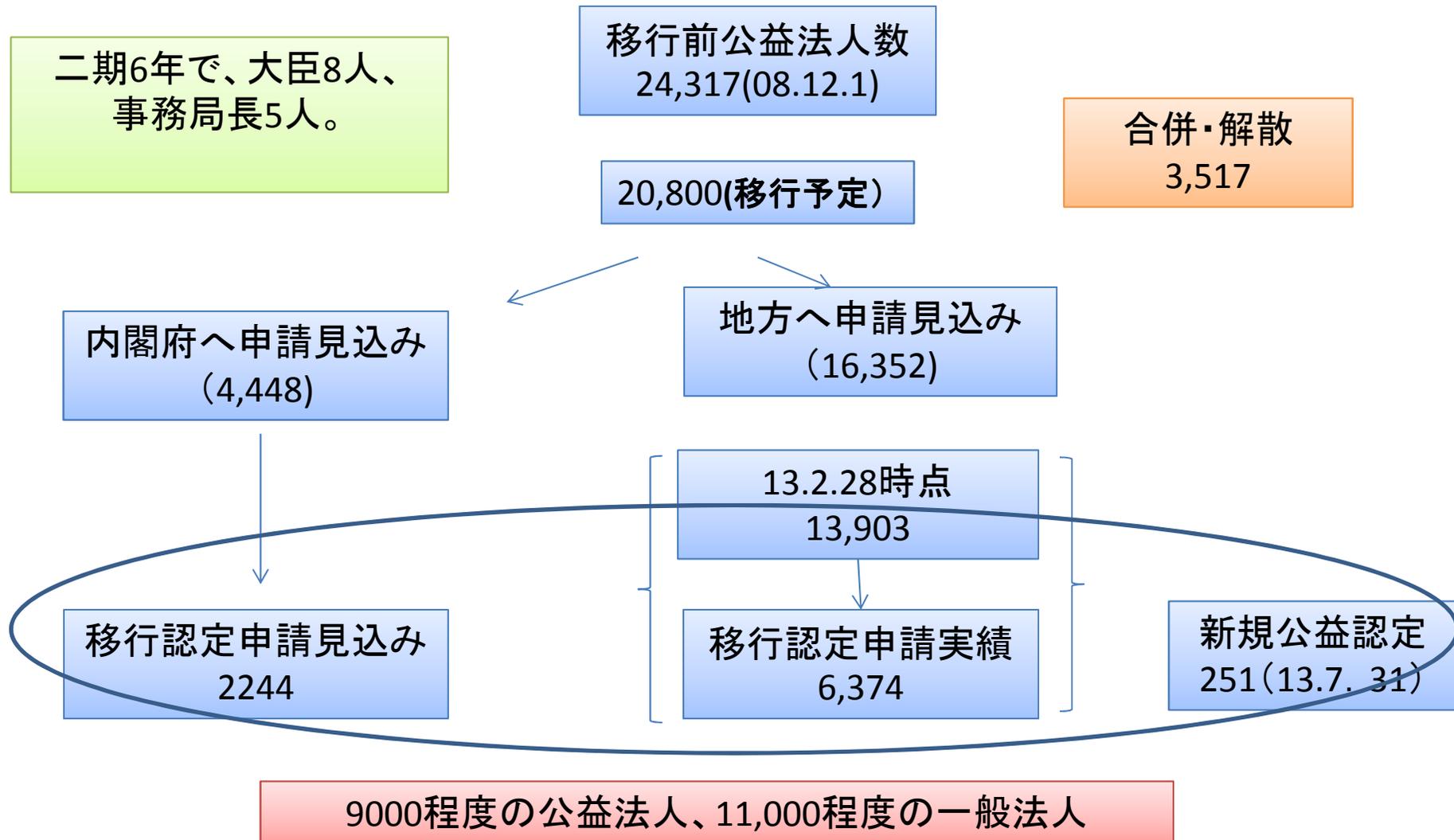


表1 公益法人制度改革に関する閣議決定等の経緯

02.3.29	公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて<閣議決定>公益法人制度について、関連制度(NPO、中間法人、税制等)を含め抜本的かつ体系的な見直し
02.11	「公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会」を設置(平成15年1月まで計7回開催)
03.6.27	公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針<閣議決定>
04.11.19	公益法人制度改革に関する有識者会議報告書
04.12.24	「公益法人制度改革の基本的枠組み」の具体化(「今後の行政改革の方針」)<閣議決定>
05.6.17	「新たな非営利法人制度に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」(政府税制調査会基礎問題小委・非営利法人課税WG)
05.12.24	行政改革の重要方針<閣議決定> 「(公益法人制度改革関連法案の)具体的内容を踏まえ、新制度施行までの間に、対応する税制上の措置を講ずる。」
06.6.2	公益法人改革関連三法の公布
07.4.1	内閣府公益認定等委員会発足
08.12.1	公益法人改革関連三法施行

# 総括



## 第1期公益認定等委員会

	公益認定等委員会の動き	外部の動き
07.4. 1	第1期公益認定等委員会スタート(委員長池田守男)13.「暖かく」という審議の基本方針発表	
07. 6.15	内閣府令の答申	
08.4. 11	ガイドラインの策定 公益法人会計基準の策定(改正09.10. 16)	
08.8.21	<p><b>【公益法人協会要望書】</b>            ◎ガイドラインの策定やFAQの発表にあたり、様々な緩和措置を取り入れられており、また申請書の様式、同申請の手引き、電子申請の開発など、申請者の利便性に配慮した工夫をされていることは弊協会としても評価しているところ。            ◎各地での説明会において公益法人関係者を萎縮させるがごとき発言をされていることには大きな失望感を覚える。</p>	
08.12.1	公益法人改革関連三法施行	
09. 9.16	鳩山内閣発足。18日行政刷新会議設置。	
09.12. 8	公益法人改革問題連絡会が、政府与党と意見交換。	
08.12.21	<p><b>【公益法人協会要望書】</b>仙石由人・内閣府特命大臣(行政刷新担当)宛に公益法人協会が審査事務を簡素化することなどの要望書</p>	
09.2	柔軟かつ迅速な審査の路線。常勤委員会議の設置	

# 施行1年での申請・処分数等

## 09.11.30時点

	移行 認定 申請	諮問	答申	処分	移行 認可 申請	諮問	答申	処分	公益 認定 申請	諮問	答申	処分
全国	275	92	75	63	71	24	21	17	44	22	18	16
都道府県	125	51	37	34	21	13	10	9	16	11	9	7
内閣府	150	41	38	29	50	11	11	8	28	11	9	9

## 第二期公益認定等委員会の動き

	公益認定等委員会などの動き	外部の動き
10.4. 1	第二期公益認定等委員会スタート(委員長池田守男。常勤委員1名を含む4名が新任)柔軟かつ迅速を基本方針	
11.3.11		東日本大震災
11.3.31	東北地方太平洋沖地震に関する公益認定等委員会委員長からのメッセージ。	
11.4.28	12.4.1日曜日の登記が可能となることの措置が取られることを発表。	
11.8.1	標準処理期間を4か月に決定。	
12. 2.16	<b>【公益法人協会要望書】</b> (財務・会計についての)最大の問題点は、法令やガイドライン、FAQにより一般に公開されたものではなく、案件毎に個別の法人への指導過程で提起されているため、広く申請法人があらかじめ予見することが不可能であることと思われます。	
12.8.11	平成24年8月1日に会計・財務関係だけ11か所にも及ぶFAQを大幅改定。	
12.12. 26	第二次安倍内閣発足	
13.1.25	整備法施行規則及び公益認定等ガイドラインの一部改正	
13.3.28	「定期提出書類の手引きの改訂」と「移行後の法人の業務運営と監督」	

## 第三期公益認定等委員会の動き

	公益認定等委員会の動き	外部の動き
13.4.1	第三期委員会発足(山下徹委員長) 池田守男委員長、常勤二名の交代。	
13.4.17	【公益法人協会要望書】公益認定法第22条第2項に基づく行政庁による財産目録等並びに整備法第127条第4項に基づく公益目的支出計画実施報告書の閲覧又は謄写について、現在の開示は、ウェブサイトを通じて申込、利用規約の承認、開示承諾という一連の手続きを要し、そのため極めて煩雑で、かつ日数も要し、開示期間も制限されている。	
13.5. 1	委員会の方針① <u>制度の安定的運営</u> 、②柔軟かつ迅速な審査、③支援の充実・強化(認定された公益法人が設立の趣旨に基づいて十分に力を発揮し、民間と行政が協力して我が国の課題を解決していくための支援を行っていくこと。)	
13.5. 20	池田守男前委員長ご逝去。	
13.6. 4	X公益財団法人に2度目の報告徴収。認定法に定められていない手法で公表。合わせて、全公益法人に注意喚起。法律にはない「外部の人材を登用するなど、より積極的に外部の視点を導入していくことが、極めて重要」と。	
13.9. 10	X公益財団に対してY大学のスポーツ部の暴行事件に関して3度目の報告徴収(大臣の記者会見より)	

不認定・不認可案件一覧(13.8. 31現在 出口正之調べ)

法人名	行政庁	種類	答申日	理由
社団法人A業協会	内閣府	移行認定	09.11.20	5条8号
社団法人B会議所	岐阜県	移行認定	10.5.31	5条9号
一般社団法人C	神奈川県	公益認定	10.8.26	5条8号
社団法人D協会	内閣府	移行認定	11.2.16	5条8号
社団法人沖縄県E協会	沖縄県	移行認定	11.3.23	5条8号
社団法人福岡市F協会	福岡県	移行認定	11.5.20	5条8号
財団法人G会	東京都	移行認定	11.10.31	5条8号
一般財団H財団	内閣府	公益認定	11.12.9	5条2号
財団法人Iセンター	佐賀県	移行認定	12.1. 17	5条8号
社団法人J連合会	沖縄県	移行認定	13.4. 22	5条8号
財団法人K公社	山梨県	移行認定	13.5.17	5条8号

第五条 行政庁は、前条の認定(以下「公益認定」という。)の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。

二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

五 投機的な取引、高利の融資その他の事業であって、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。

六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。

七 公益目的事業以外の事業(以下「収益事業等」という。)を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

八 その事業活動を行うに当たり、第十五条に規定する公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものであること。

九 その事業活動を行うに当たり、第十六条第二項に規定する遊休財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。

十 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

十一 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

十二 会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。

十三 その理事、監事及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

十四 一般社団法人にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。

ロ 社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること。

(1) 社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。

(2) 社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること。

ハ 理事会を置いているものであること。

十五 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

十六 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分に関する制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。

十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額(第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。)があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人

ロ 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人

ハ 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第六項に規定する更生保護法人

ニ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人

ホ 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ヘ 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ト その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

十八 清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからへまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

別表(第二条関係)

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの